

みつけ体験・「さい」発見！庄原さとやま博
マスコットキャラクター着ぐるみ貸出規程

(趣旨)

第1条 この規定は、庄原市観光キャンペーン実行委員会（以下、「実行委員会」という。）が実施する『みつけ体験・「さい」発見！庄原さとやま博』（以下、「庄原さとやま博」という。）のマスコットキャラクター「キョロやま」くんの着ぐるみ（以下、「着ぐるみ」という。）の貸出に関し、必要な事項を定めるものとする。

(着ぐるみの貸出)

第2条 実行委員会は、業務に支障を及ぼさない範囲において、着ぐるみを貸出することができる。

2 前項の貸出期間は、貸出日から返却日を含めて3日以内とする。

(貸出の申請)

第3条 着ぐるみの借受を希望する者は（以下、「借受者」という。）は、あらかじめマスコットキャラクター着ぐるみ貸出申込書（様式第5号）を、使用の2ヶ月前までに実行委員会に提出し、その承諾を得なければならない。申請は使用の6ヶ月前から受け付けるものとする。

ただし、2ヶ月前までに使用の申請のない日に関しては、使用の1ヶ月前を期日として先着順に申請を受け付けるものとする。

(貸出の承認)

第4条 実行委員長は、前条の規定による申請があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、着ぐるみの貸出を承諾するものとする。

- (1) 庄原さとやま博の趣旨に反する恐れがある場合
- (2) 庄原さとやま博の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げとなる恐れがある場合
- (3) 特定の政治、思想、宗教の活動に利用される恐れのある場合
- (4) 特定の個人又は団体の売名に利用される恐れのある場合
- (5) 不当な利益を得るために利用される恐れのある場合
- (6) 実行委員会独自の事業又は実行委員会の認めた関連事業を推進する上で支障となる恐れがある場合
- (7) 着ぐるみを正しい使用方法に従って使用しない恐れがある場合
- (8) 法令や公序良俗に反する恐れがある場合
- (9) その他、承諾することが不相当と認められる場合

2 前項の承認は、使用の2ヶ月前を目途に、マスコットキャラクター着ぐるみ貸出決定通知書（様式第7号）により行うものとする。

(使用料)

第5条 使用料は無料とする。

(使用上の遵守事項)

第6条 使用者は、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 着ぐるみを第三者に譲渡、転貸しないこと。
- (2) 申込書の記載どおりに使用すること。
- (3) 使用期間を遵守すること。
- (4) 火気及び危険物の近辺で使用しないこと。
- (5) 雨天時に屋外で使用しないこと。
- (6) その他、実行委員会が着ぐるみの使用について不適切と認めたとき。

(承諾の取消し等)

第7条 実行委員会長は、借受者が前条に定める事項を遵守しなかったときは、その承認を取り消すとともに、当該借受者の以後の貸出申請について、承認しないものとする。

2 実行委員会は、借受者が前項の処分を受け、これによって損害が生じても、その補償の責めを負わない。

(原状復帰)

第8条 借受者が着ぐるみを破損又は汚損した場合は、当該借受者の責任と負担により、補修またはクリーニングを行い、原状に復さなければならない。

(損失補償等の責任)

第9条 着ぐるみの使用により、当該借受者が被った被害、または当該借受者が第三者に与えた損害に対しては、実行委員会は一切の責任を負わない。

(補則)

第10条 この規定に定めるものの他、着ぐるみの取扱いについて必要な事項は別に定める。

附則 この規定は、平成22年5月1日から施行する。